

援護審査会

主管省及び庶務担当部局課 厚生労働省社会・援護局援護・業務課

電話番号 (03) 5253-1111 (代表)

ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/indexshingi.html>

根拠法令 厚生労働省組織令第132条

設置年月日 昭和27年10月10日

所掌事務 戦傷病者戦没者遺族等援護法、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律、旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律、戦傷病者特別援護法、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律及び戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること

分科会等<分科会> なし

<部会> なし

委員<定数> 10人以内

うち常勤 なし

<任期> 2年

<氏名> ◎黒沢 文貴 (東京女子大学教授)

相原 佳子 (野田記念法律事務所弁護士)

稲垣 克記 (昭和大学医学部整形外科学講座主任教授)

- 犬伏 由子（慶應義塾大学名誉教授、東京家庭裁判所家事調停委員）
- 尾形 英雄（公益財団法人結核予防会 複十字病院安全管理特任部長）
- 笠松 奈津子（東京家庭裁判所家事調停委員）
- 加野 理代（田辺総合法律事務所弁護士）
- 小林 一女（昭和大学医学部耳鼻咽喉科学講座教授）
- 清水 潤（東京工科大学医療保健学部理学療法学科教授）
- 日暮 吉延（帝京大学法学部政治学科教授）

諮問・答申事項等

- ・行政不服審査法による審査請求事件について（答申）
 - R 2. 10. 13 1 件
 - R 3. 3. 16 4 件
 - R 3. 7. 8 2 件
- ・戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定による議決
 - R 4. 3. 1 1 件